市民関係部課長会議　会議録

1　日　時	令和３年７月９日（金）１３時３０分から１４時２０分まで
2　会　場	WEB
3　当番市	豊明市
4　議　題	(1)パートナーシップ証明について(春日井市提出)　【資料１】 (2)印鑑登録・廃止等の申請時の本人確認書類の取扱いについて(豊田市提出)　【資料２】 (3)印鑑登録原票の保管について(豊田市提出)　【資料３】 (4)支援措置被害者の戸籍謄本等の取扱いに伴う事務(豊田市提出)【資料４】 (5)臨時運行許可番号標等の未返却者への対応について(豊田市提出)【資料５】 (6)市民課窓口におけるＩＣＴを活用したスマート窓口の導入状況について（小牧市提出）　【資料６】 (7)住民基本台帳の一部の写しの閲覧にかかる手数料について(東海市提出)　【資料７】 (8)マイナンバーカード交付の予約受付について(日進市提出)　【資料８】
5　出席者	愛　知　県：総務局総務部市町村課　行政グループ　山口課長補佐 大西主　事 市　：名古屋市住民課長　苗村　悟　はじめ３８名 市長会事務局：　財政係長　梶浦　稔　はじめ２名
6　その他	次年度当番市の決定　日進市

会議内容（発言者、発言内容等）

1　開　会　市長会事務局　財政係長　梶浦　稔

2　あいさつ

事務局　：　本日は業務ご多忙の中、また新型コロナウイルス感染症対策としてＷＥＢでの開催とさせていただきましたが、ご準備の上、ご参加いただきましてありがとうございます。また、お忙しいところ、ご臨席賜りました愛知県の皆様には心よりお礼申し上げます。私は進行を務めさせていただきます愛知県市長会事務局の梶浦と申します。よろしくお願いいたします。さて、愛知県市長会では15部門に分けて各種部課長会議を開催しており、そのうちの１つがこの市民関係部課長会議です。これらの会議は各部門における課題等につきまして意見交換や情報提供を行い、また愛知県の方からご助言等もいただくといったことを目的として例年開催しております。本日の会議のおいても積極的に議題をお持ちよりいただきましたので活発に情報を交換し今後の業務にお役立ていただければ幸いです。それでは、本日ご臨席賜りました愛知県の皆様をご紹介させていただきます。総務局市町村課山口課長補佐様　同じく市町村課大西主事様、そ

れでは、市町村課山口課長補佐様よりご挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

愛知県　：　改めまして、愛知県市町村課行政グループ課長補佐の山口でございます。本日ご出席の皆様方におかれましては、日頃から住民基本台帳や戸籍事務をはじめ幅広い分野において住民の方に最も身近なところで業務にご尽力いただき感謝申し上げます。住民基本台帳事務につきましては、その適正な執行は言うまでもなく、近年ではＤＶ、ストーカー行為、児童虐待等の被害者保護のための支援措置といった場合によっては住民の方々の生命に関わるような難しい事案やマイナンバー事務に関連しまして多くのご苦労があることと存じます。本日は、関係議題につきましてコメントを述べさせていただきますので、今後の事務のご参考としていただければと存じます。以上でございます。

事務局　：　ありがとうございました。ここからは、事前に送付させていただきました資料に沿って進めさせていただきます。１件、出席者の方の変更がございます。昨日も変更の名簿を遅らせていただいていますが、本日改めて名簿の変更がありますので、口頭でお伝えさせていただきます。出席者名簿の裏面の一番上の小牧市さんですが、河原課長様に代わりまして主幹のオオノマサツグ様にご出席いただいておりますのでよろしくお願いいたします。では、今回ＷＥＢ会議ということで開催要領にも記載してありますが、基本的にはマイクはミュート状態としていただいて、意見、質疑がある場合には画面の下の「リアクション」から「手を挙げる」ボタンを押して、議長さんから指名された際に発言いただくということでお願いしたいと思います。もし、よろしければ今ボタン操作していただいて先ほどやられたのであれば結構ですが、「手を挙げる」ボタンがなければ「拍手」ボタン等で対応していただければと思います。「手を下す」ボタンはありますが、「拍手」等は時間が立てば消えていきます。そういう形でどうにもうまくいかない場合は、画面上で挙手をしていただければこちらも確認させていただきます。そういった形で進めさせていただきたいと思いますのでお願いいたします。それでは、次第３　議題に入ります前に、前回昨年度ですけれども会議におきまして市制施行順により、今年度の会議進行の議長当番市として、豊明市さんに決定しておりますので、豊明市の市民課　杉浦課長様、この後の進行をお願いいたします。杉浦課長様よろしくお願いいたします。

議　長　：　ただいまご指名を受けました豊明市の杉浦です。よろしくお願いいたします。

３　議　題

議　長　：　それでは、議題の協議に入らせていただきますが、本日の会議の終了時刻は、午後２時４５分を予定しております。１つの議題につきまして、８分程度で進行させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。各市の状況は、前もって資料を配布していただいておりますので、各市の状況の発表は執り行わず、議題ごとに、提案市の趣旨説明、議長から取りまとめ状況の説

明、市の回答の補足説明がある市は補足説明、また、他市への状況を確認したい場合はお聞かせいただき、提案市においてはこれでいいかなど確認させていただき、最後に必要に応じて、愛知県の方からコメントをいただくという順番で進めさせていただきたいと思います。また、この会議は、要望の場ではなく、情報や意見交換の場として開催するものですので、皆様からの活発な意見と情報共有をお願いします。それでは、議題１に入ります。

(1) パートナーシップ証明について

春日井市： 趣旨説明

議　長　： ありがとうございました。各市の状況については、資料１のとおりです、導入済が３市、導入予定が３市、こちらすべて今年度導入予定とありました。あとは検討中が６市その他は予定なしとなっております。(2) については、生命保険の受取人、携帯電話の家族割、住宅ローン、収入合算などが挙げられており、法律婚における配偶者と同様に慶弔休暇を認めるというのもありました。(3) については導入済の３市が要綱を定めております。回答に補足説明がある市はございますでしょうか。ないようですので、提案市である春日井市さん何かご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

春日井市： ありがとうございます。もし、可能でしたら導入済の市の方に導入時の配慮すべき点やポイント、何か問題があったかなどをお聞きしたいのと、今年度導入予定の方につきましては、予定月が概ね決まっているようでしたら教えていただきたいと思います。三重県では県の方が導入されているという事例がありますので、愛知県さんの方にそういうお考えがありましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議　長　： 豊明市ですが、市民協働課が主管課ですので、ポイントと導入初期のことはわからないですが、令和２年５月１日からに導入しておりまして、ＬＧＢＴともに生きる宣言を平成 29 年８月 22 日に行いまして、取り組みを始めております。令和２年度で２件、今年度１件、 現在３件という状況にあります。民間企業における証明の効果は把握をしておりません。以上です。豊橋市さんご発言いただけますか。

豊橋市　： 豊橋市もパートナーシップをやっている課が市民協働推進課でして、導入に至った経緯とか気を付けた点は把握してないですが、令和３年４月１日にパートナーシップの制度を始めまして現在実績は１件となっております。民間企業における証明の効果で把握しているものについてですが、携帯電話の家族割、生命保険の受取人、それから市としてこの証明（宣誓書）の受領書を提示することで市としてできる制度については現在検討中となっています。本市の状況としては以上でございます。

議　長　： ありがとうございました．西尾市さんお願いいたします。

西尾市　： 平成元年９月１日から施行しておりまして、担当課が地域つながり課がやって

おります。導入についての配慮等は申し訳ありませんが、把握しておりませんが、西尾市0件ということで実績がありません。1件、申請時に必要書類として独身証明書が必要なのですが、これが外国人の方であったということで、戸籍がないということで取れなかったということを聞いております。以上です。

議　長　：　ありがとうございました。では導入予定の予定月のみお応えいただきたいと思います。名古屋市さんお願いいたします 。

名古屋市：　この件につきましては、本市では所管が同じスポーツ市民局にあります男女平等参画推進室というところで担当させていただいておりまして、今回、令和 3 年度導入予定というように回答させていただいておりますが、聞くところによると相当慎重に運ぼうとしていると聞いておりまして、導入月については未定ということでございます。

議　長　：　ありがとうございました。豊田市さんお願いいたします。

豊田市　：　パートナーシップ証明につきましては、市民課ではなく、市民活躍支援課というところがやっておりまして、市民活躍支援課が運用するとよた男女共同参画センターというところで発行を予定しています。発行の導入予定月は2021年7月、今月中に開始する予定です。ほとんどの準備は終わっていますが、もうそろそろ報道発表と言う形になっています。以上です。

議　長　：　ありがとうございました。蒲郡市さん導入予定月を教えてください。

蒲郡市　：　実際には、協働まちづくり課と連携しながら市民課の方と一緒に動いておりますが､12月ぐらいを目処に作成とかやっていきたいと思っております。以上です。

議　長　：　ありがとうございました。その他の市からご質問やご意見があれば「手をあげる」ボタンを押していただきたいと思います。春日井市さんこれでよろしいでしょうか。

春日井市：　ありがとうございます。もし可能であれば、愛知県さんの方の何かお考え、検討されているかどうかご教授していただければと思います。

議　長　：　では、愛知県の方からよろしくお願いいたします。

愛知県　：　愛知県では、担当課が人権推進課でございまして、県としましては性的少数者の理解促進に引き続きしっかりと取り組むとともにパートナーシップ制度についても研究して参りたいということでコメントを預かっております。以上になります。

議　長　：　ありがとうございました。春日井市さんよろしかったでしょうか。

春日井市：　どうもありがとうございました。参考にさせていただきます。

議　長　：　ありがとうございました。それでは、議題2に入ります。

(2) 印鑑登録・廃止等の申請時の本人確認書類の取扱いについて

豊田市　：　趣旨説明

議　長　：　ありがとうございました。各市の状況については、資料2のとおりです。本人確認書類のコピーを取って保管しているのは 1 市、原則番号を控えているのは14市、申請書の該当項目に丸を付しているのは16市、その他7市とあります。回答に補足説明がある市はございますか。各市の対応について提案市である豊田市さん何かご質問がありましたらご発言の方をお願いいたします。

豊田市　：　③の申請書の該当項目に丸を付すというところが過半数くらいの状況でしたので、状況把握がかなり出来ました。どうもありがとうございました。

議　長　：　県の方から何かご意見がございますでしょうか。

愛知県　：　印鑑登録証明事務処理要領では登録申請者が登録を受けようとする印鑑を自ら持参した場合において官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼付したものの提示により登録申請者が本人であることを確認する旨が記載されておりますが、提示を受けた本人確認書類の取扱いについては言及されていないことから各市においてご判断の上ご対応いただきますようお願いいたします。以上です。

議　長　：　ありがとうございました。豊田市さんよろしかったでしょうか。

豊田市　：　大変ありがとうございました。

議　長　：　その他の市から何かご質問等はありますか。ありがとうございました。それでは、議題3に入ります。

(3) 印鑑登録原票の保管について

豊田市　：　趣旨説明

議　長　：　ありがとうございました。各市の状況については、資料3のとおりです。保管方法　紙26市、電子データ10市、その他2市でした。回答に補足説明がある市はございますでしょうか。各市の対応について豊田市さん何かご質問がありましたらご発言の方をお願いいたします。

豊田市　：　紙原票の保存期間について、永年のところ、5年間のところ、3年間のところとまばらだったんですけど、それぞれうちの担当からまた担当者の方にお聞かせいただけたらと思っておりますので、この場では特に質問しないようにしたいと思います。以上です。

議　長　：　ありがとうございました。その他の市から何かご質問やご意見があれば「手をあげる」ボタンでよろしくお願いいたします。愛知県の方からご意見があればご発言をお願いします。

愛知県　：　議題2同様、印鑑登録原票の調製についても各市の判断により行うべきものですが、印鑑登録証明事務処理要領では印影以外の事項を登録した印鑑登録原票につきましては、磁気ディスクをもって調製することができるものとされています。従って 印影を登録した可視台帳はできるだけ原本を保管することが望ましいですが、場所の都合等により電子データで保管する

場合はバックアップ等の管理を徹底されますようお願いいたします。以上になります。

議　長　：　ありがとうございました。豊田市さんよろしかったでしょうか。

豊田市　：　ありがとうございました。

議　長　：　ありがとうございました。それでは、議題 4 に入ります。

(4) 支援措置被害者の戸籍謄本等の取扱いに伴う事務

豊田市　：　趣旨説明

議　長　：　ありがとうございました。各市の状況については、資料 4 のとおりです。申し出の際の確認等対応について多かった回答は､対応していないは16市、本人に説明及び確認を行っているは 15 市です。発行制限やマスキング対応については、多くは事例なしとの回答でしたが、発行制限や事例があるというところもございました。(3) の提案市の豊田市さん同様、また戸籍から推測されることを説明した上で申し出自体の有無を確認して本人の判断により受けるという回答も多くありました。回答に補足説明がある市はございますでしょうか。各市の対応について提案市である豊田市さん何かご質問はありますか。

豊田市　：　マスキング対応を行った実績があるところが、春日井市さんと豊川市さんと大府市さんであったと思われるので、その時の考慮した点等があればお聞かせいただければと思うのですが。

議　長　：　春日井市さんお願いいたします。

春日井市：　春日井市ですが、マスキング対応を実際にしたわけではなく申し出の受付をしたという形ですが、そういった実績はありますが、実際に中身は承知しておりませんので、よろしくお願いします。 実際にどういった受付をしたかは承知しておりませんので、担当者にご連絡いただけたら詳しいことをご連絡できると思います。よろしくお願いします。

議　長　：　大府市さんお願いいたします。

大府市　：　大府市も実際には実績はありません。住所地である市から本人から申し出があってマスキング対応の依頼がありましたので、その受付を行っている状況です。

議　長　：　あと 1 市ありますか。

豊田市　：　豊川市さんお聞かせいただけたらと思います。

議　長　：　豊川市さんお願いいたします。

豊川市　：　豊川市です。細かい詳細についてすぐにお応えできませんので、担当にご連絡いただけたらと思います。

豊田市　：　ありがとうございます。また連絡させていただけたらと思います。

議　長　：　ありがとうございました。その他の市からご質問ご意見がありますか。愛知県の方からご意見があればお願いいたします。

愛知県　：　住民基本台帳事務処理要領第5の10においてＤＶ等支援措置は、加害者が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることが目的であるとされています。戸籍謄本等については制限対象とされておりませんが、今回の参考資料3における事案（1）から（3）のように事案ごとに慎重に判断する必要があります。被害者保護のため必要に応じて戸籍法を所管する法務局等にも確認しながら戸籍法第10条第2項の適用をご検討いただく等の対応をお願いいたします。以上です。

議　長　：　ありがとうございました。豊田市さんよろしかったでしょうか。

豊田市　：　ありがとうございました。

議　長　：　それでは、議題5に入ります。

（5）臨時運行許可番号標等の未返却者への対応について

豊田市　：　趣旨説明

議　長　：　ありがとうございました。各市の状況については、資料5のとおりです。提案市の豊田市さん同様で電話、督促文書、訪問回収を行っている市と電話、督促文書、訪問していない市の回答が多くありました。警察への協力依頼の実績はありません。また悪質であると判断した場合は貸出しを拒否することがあるという回答もありました。回答に補足説明がある市はございますでしょうか。ないようですので、各市の対応について提案市である豊田市さん何かご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

豊田市　：　それでは名古屋市さんの方で最後に所管警察署へ告発するなど適切な処置を取るという文面が一つあるのですが、これまで実績等があるかどうかと検討しているとすれば検討状況等をお聞かせいただけたらと思います。

議　長　：　名古屋市さん回答をお願いします。

名古屋市：　この件につきましては、所管がスポーツ市民局の区政課ですが、実務は各区役所の総務課が担っておりまして、16区役所ありますので、そちらで担当していますので、一律に実績値について統計を取らせていただいていることはありませんので、把握をしていないというのが実情でございます。もし、お知りになりたいということですとお時間を頂戴することになりますがいかがでしょうか。

豊田市　：　もしも詳しいことが知りたいと担当から要請があれば、担当を経由してお聞かせいただければと思いますので、今回はありがとうございました。

議　長　：　ありがとうございました。その他の市からご質問やご意見があれば、「手を挙げる」ボタンを押していただきたいと思います。こちらなのですが、愛知県からご意見はありますか。

愛知県　：　臨時運行許可番号標については所管していないため、県としてのコメント

はありません。

議　長　：　ありがとうございます。豊田市さんよろしいでしょうか。

豊田市　：　ありがとうございます。

議　長　：　それでは、議題6に入ります。

(6) 市民課窓口におけるＩＣＴを活用したスマート窓口の導入状況について

小牧市　：　趣旨説明

議　長　：　ありがとうございました。各市の状況については、資料 6 のとおりです。実施しているが 6 市、そしてキャッシュレス決済導入のみが 4 市、キャッシュレス決済とスマート申請導入が 1 市、マイナンバーカードを利用してタッチパネルにて入力ができるようにしているのは1 市です。実施予定が 11 市、その他は実施していないという状況でした。実施予定の市についてはキャッシュレス決済や申請等支援システム導入などを検討している状況にあります。回答に補足説明がある市はございますでしょうか。各市の対応について提案市である小牧市さん何かご質問がありましたらご発言の方をお願いいたします。

小牧市　：　各市さんの状況、導入予定がわかりましたので、今後は具体的に導入されている市に個別にお伺いをして検討したいと思います。ありがとうございます。

議　長　：　ありがとうございました。愛知県の方からご意見はありますでしょうか。

愛知県　：　今回の議題である窓口に関するものではありませんが、県税の納付において既にキャッシュレス決済を導入しておりますので、その状況を参考にお話しさせていただきます。県税では、2006 年度にインターネットバンキング、2014 年度にクレジットカード、2019 年度にスマートフォン決済アプリＰａｙＢ、そして 2020 年度には新たに 2 種類のスマートフォン決済アプリＰａｙＰａｙおよびＬＩＮＥ　Ｐａｙを導入するなどキャッシュレス決済の納税チャンネルの拡大を図っておりまして、県税の中で最も納税者の多い自動車税においては、2019 年度は約 24 万件、約 9%がキャッシュレス決済により納税されております。なお、本県では昨年度に策定したあいちＤＸ推進プラン 2025 に基づき県行政のデジタル化ＤＸ推進に係る取り組みを推進しているところでございますが、収納事務のキャッシュレス化が今年度のＤＸ推進に係る重点項目の一つに設定されており、今後全庁横断的に検討が進められる予定でございます。以上になります。

議　長　：　ありがとうございました。その他の市からご質問やご意見はございますでしょうか。小牧市さんこれでよろしかったでしょうか。

小牧市　：　ありがとうございました。結構です。

議　長　：　ありがとうございました。それでは、議題7に入ります。

(7) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧にかかる手数料について

東海市　：　趣旨説明

議　長　：　ありがとうございました。各市の状況については、資料 7 のとおりです。手数料を徴収しているのはすべての市が徴収しております。減免については 26 市がありとなっておりまして、減免の根拠は各市の手数料条例により判断をしているという市が主となっております。回答に補足説明がある市はありますか。各市の対応について提案市である東海市さん何かご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

東海市　：　今回、東海市で判断に迷っていた事例がありまして、ＮＨＫの関係の閲覧の申請があった場合、ＮＨＫが実際にやっている場合と、ＮＨＫのテレビの視聴に関する調査の中で野村総合研究所が企画をして閲覧をやっている場合と 2 種類あったのですが、ご回答の中で減免をする基準で、国又は地方公共団体という機関における場合は減免をしているというご回答をいただいているところがいくつかありますが、ＮＨＫについてはどのような取り扱いをされているかをお聞かせいただくと参考になるのでお願いしたいと思います。

議　長　：　豊明市ですが、徴収をしております。減免にはしておりません。その他の市を指定していただけますか。

東海市　：　高浜市さんの回答で国・県からの申請と書いてありますが、どのような判断でしょうか。

議　長　：　高浜市さん回答をお願いします。

高浜市　：　国県から直接依頼があった場合又は国県から委託を受けている場合について無料という形にしていますので、ＮＨＫであれば有料という取り扱いになると思います。以上となります。

東海市　：　ありがとうございます。弥富市さんもお願いします。

議　長　：　弥富市さん回答をお願いいたします。

弥富市　：　私も来て間もないので確認できていないので、確認してきます。

議　長　：　東海市さんいかがでしょうか。

東海市　：　ありがとうございます。参考にさせていただきます。

議　長　：　他の市からご質問やご意見はありますでしょうか。愛知県からご意見があればご発言をお願いしたいと思います。

愛知県　：　住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る手数料については、各市の条例に基づき徴収されるものでありますので、県として特にコメントはありません。以上になります。

議　長　：　ありがとうございます。東海市さんこれでよろしかったでしょうか。

東海市　：　ありがとうございます。

議　長　：　ありがとうございました。それでは、議題 8 に入ります。

(8) マイナンバーカード交付の予約受付について

日進市　：　趣旨説明

議　長　：　ありがとうございました。各市の状況については、資料 8 のとおりです。予約受付を行っており平日は予約なしで時間外及び休日のみ予約制を行っている市が半分以上ありました。予約システムを導入されているのは 7 市ありまして、成果として混雑緩和が多く挙げられておりました。回答に補足説明がある市はございますでしょうか。各市の対応について提案市である日進市さん何かご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

日進市　：　お願いいたします。ウェブ予約と電話予約の併用による予約を受け付けている市があるのですが、これによって重複に予約してしまうようなトラブルはなかったかどうかをお聞きしたいと思います。 名古屋市さんや春日井市さんや安城市さん等が併用されていますが、重複予約になってしまうトラブルがなかったかをお聞きしたいと思います。

議　長　：　名古屋市さんご回答をよろしくお願いします。

名古屋市：　本市では予約制につきましては、今年の 1 月から試行しておりまして、16 区あるうちの 4 つの区で試行してまいりました。その中で電話予約とウェブ予約を併用してきたのですが、ご指摘のありました重複した予約も発生しておりまして、今年度の下半期より本格実施ということで全区役所で準備を進めているのですが、この辺りを課題として解決していかなければいけないということで今進めているという状況であります。

（※後日補足　調査の結果、重複予約は生じておりませんでした。本市では前開庁日に翌日交付するカード準備をしており、準備後に予約者がキャンセル後すぐに直近の日時を再予約をしたことにより、重複予約がされたと勘違いしたもの。）

議　長　：　春日井市さんご発言をお願いいたします。

春日井市：　併用しておりますが、重複ということはありません。電話予約も職員ではなくてコールセンターで予約を受けている状況でございます。重複というよりはウェブ予約でお客様が場所を間違えて予約されて間違えたところにお出かけになってということはありますが、重複予約は聞いてはおりません。

議　長　：　ありがとうございました。安城市さんご発言をお願いします。

安城市　：　安城市も電話とウェブと併用しておりますが、特に重複予約でトラブルは聞いておりません。具体的にどういう台帳で管理しているかというところは承知しておりませんので、必要がありましたら担当にお聞きいただければと思います。よろしくお願いします。

議　長　：　ありがとうございました。その他の市からご質問やご意見があれば「手を挙げる」ボタンを押していただきたいと思います。愛知県の方からご意見はございますでしょうか。

愛知県　：　この件につきましては担当部署であるＤＸ推進室よりコメントを預かっています。 マイナンバーカードにつきましては、令和 4 年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指すという国の方針のもと、健康保険証や運転免許証~~等~~との一体化などにより国民の利便性向上を図る環境整備が進みつつあります。各市におかれましては引き続きマイナンバーカードの普及に向けて積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。 以上になります。

議　長　：　ありがとうございました。日進市さんよろしかったでしょうか。

日進市　：　ありがとうございました。今後の業務の参考にさせていただきます。また何かありましたら、担当の方からそれぞれの市町さんにご連絡させていただく場合があると思いますが、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　：　ありがとうございました。その他ですが、折角の機会ですので、何かございましたらご発言の方よろしくお願いいたします。ありがとうございました。それでは以上を持ちまして私の議長としての役割を終えさせていただきます。皆様のご協力により速やかな議事進行ができました。ありがとうございました。事務局さんよろしくお願いいたします。

4　次年度当番市の決定

事務局　：　ありがとうございました。豊明市の杉浦課長さんお疲れ様でした。ありがとうございます。次第 4 ですが、次年度の当番市についてですが、市制施行順によりまして日進市さんにお願いすることとなりますので日進市さんよろしくお願いいたします。

日進市　：　どうぞよろしくお願いいたします。

5　閉　会

事務局　：　次第 5 になりますが、これをもちまして市民関係部課長会議を閉会いたします 。ＷＥＢでの開催ということで不慣れな部分もありましたけれども皆さんご準備いただきましてどうもありがとうございました。ではこれでＺｏｏｍの方を順次退室いただければと思います。どうもありがとうございました。